

# 「建設労働者確保育成助成金」制度の一部を改正しました

## 改正内容 1

### ▶「足場組立等に係る特別教育」を技能実習コースの助成対象としました

平成27年7月1日以降に開始される「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を、技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成対象としました。

#### ＜新たに対象となる特別教育＞

区 分	特別教育の時間
	学 科
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)	6
平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体 または変更の作業に係る業務に就いている方	3

◆7月1日以降に開始する技能実習から適用

## 改正内容 2

### ▶10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

#### ＜技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類＞

種 類	現 行	平成27年10月1日以降
計画届	届出不要	技能実習を開始する日の 原則1カ月前までに届出
支給申請書	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例:平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html)

建設 助成金 様式 検索

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

# 計画届の記入例（登録教習期間等に委託して行う場合）

(建助様式第2号)  
**建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届**  
 [中小建設事業主用]  
 労働局長 殿  
 ( 公共職業安定所長 経由 )  
 建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成））/技能実習コース（賃金助成）の計画の届出を行います。  
 (届出年月日) 平成 年 月 日

## <経費助成>

(注) ①~⑪は必ず記入。登録教習機関等へ委託する場合は⑫⑬及び⑮を記入。事業主自ら実施する場合は⑭~⑰を記入。

① 申 請 者	(フリカナ) 中小建設事業主等の名称 (フリカナ) 代表者の役職名及び氏名	(株) ●●組 代表取締役 建設 実 (印)	② 事 業 内 容	イ 雇用保険適用事業所番号	1 1 1 1   1 1 1 1 1 1 1 1   1
	所在地	〒000-0001 ●●県●●市1-1-1 (電話 123-456-7890)		ロ 業 種	土木工事業
	(フリカナ) 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称			ハ 常用労働者	10人 ( )人
	(フリカナ) 氏 名			ニ 資本金・出資総額	5,000 万円
	所在地			ホ 雇用保険料率	1,000分の 16.5
	担当者の職名及び氏名	イ 職名 労務部長    ロ 氏名 安定 強		ヘ 建設業許可番号	大臣 (知事) 般-26第×××号

③ 実施予定日数・期間	3 日 (平成 27年 10月 1日 ~ 平成 27年 10月 3日)		
④ 実習内容	1: 建設工事に直接関連する実習    2: 特別教育    3: 安全衛生教育    ④: 教習・技能講習 5: 技能検定前講習    6: 登録基幹技能者講習    7: 技術検定に関する講習 具体的な内容 ( 玉掛け技能講習 )		⑨ 本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無
⑤ 学科時間	⑥ 実技時間	⑦ 受講者数(予定)	⑧ 助成対象者数(予定)
12 時間	7 時間	5 人	5 人
⑩ 訓練を受講する労働者からの費用徴収予定の有無	有 ( ) 無 ( )	⑫ 講習実施機関名(主催者名)	
⑪ その他費用徴収予定の有無	有 ( ) 無 ( )	●●教育訓練センター	
		⑬ 委託費(教材費含む)	
		100,000 円	

⑭ 費用	(実習場所借上料)	(部外指導員謝金)	(建設機械借上料)	(指導員旅費)	(教材・消耗品費)	⑮ 所要費用見込額合計
円	円	円	円	円	円	100,000 円

⑯ 指 導 員 ・ 担 当 科 目 表	氏 名	所属事業所名等	指導員の免許・資格等	担当科目	時間数	謝金額	指導員旅費

以下の場合には、技能実習初日の前日までに計画変更届(建助様式第9号)の届出が必要です。  
 ○ ③「実施予定日数・期間」、④「実習内容」、⑫「講習実施機関名」に変更が生じた場合  
 ○ ⑮「所要費用見込額合計」の金額が届け出た金額を超える場合

○ 登録教習機関等に委託して実施する場合は、太線枠内の項目を記入してください。  
 ○ 賃金助成も利用する場合は⑰欄も記入してください。

## <賃金助成>

(注) 「経費助成」と併せて「賃金助成」の助成を受けたいときは⑰欄も記入して下さい。

(注) 「賃金助成」のみの助成を受けたいときは①~⑧及び⑫⑯⑰欄を記入してください。

⑰ 技能実習コース(賃金助成)	イ 助成金対象人数(予定)	5 人	ロ 受講期間中に賃金を支払う日数(1日3時間以上受講する日に限る)	3 日	予定額(イ×ロ×8,000円)	120,000 円
-----------------	---------------	-----	-----------------------------------	-----	-----------------	-----------